

平成24年4月5日
理 事 会 議 決

役員の内任年齢に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人気象業務支援センター（以下「本センター」という。）の役員の内任年齢について定めることを目的とする。

(内任年齢)

第2条 常勤役員の内任年齢は、原則として満65歳までとし、定款第28条第1項に規定する内任期間中に当該年齢に達した場合は、同項に規定する任期の終了までとする。

2 前項の規定にかかわらず、定款第32条第1項第3号の規定により、理事会において当該役員の内任年齢が本センターの運営上必要であると認め、常勤役員に選定したときは、この限りでない。ただし、この場合においても満70歳を限度とする。

第3条 非常勤役員及び監事の内任年齢は、原則として満75歳までとし、定款第28条第1項又は第2項に規定する内任期間中に当該年齢に達した場合は、同項に規定する任期の終了までとする。

2 前項の規定にかかわらず、定款第17条第1号の規定により、理事会において当該役員の内任年齢が本センターの運営上必要であると認め、役員に選任されたときは、この限りでない。

附 則

この規則は、平成24年4月5日から適用する。